

## 別紙 1

### 議題（1）開館記念特別展（前期）について

#### 【説明】

川口市ゆかりの写真家である蜷川実花氏の作品による企画展の開催を予定しており、蜷川実花氏の事務所である当該業者でなければ実施が不可能であるため、予算上限額 150, 000, 000 円とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく一者随意契約とするもの。

#### 【議案 1】

開館記念特別展（前期）を蜷川実花氏の企画展とし、一者随意契約とする。

*(参考) 地方自治法施行令抜粋*

*(随意契約)*

*関連*

*第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。*

*一 (略)*

*二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。*

### 議題（2）開館記念特別展（後期）の中止について（報告）

#### 【説明】

開館記念企画展（後期）について、プロポーザル方式により企画展案を公募していたところ、財政状況及び関係各所との調整の結果、実施が困難であると判断し、中止するもの。

#### 【議案 2】

開館記念特別展（後期）を中止とする。